

3 財産活用推進室の設置

● 市有財産・跡地や公共施設を総合的に活用・管理していくため、財政課内に財産活用推進室を設置しました。

旧担当課	担当業務	新担当課	担当業務
地域活力推進課	◎ 指定管理者制度の総括	財政課 財産活用推進室	◎ 指定管理者制度の総括 ◎ 公共施設管理計画の推進 ◎ 市有財産・跡地の活用
総務課 行財政改革推進室	◎ 公共施設管理計画の推進		
各総合支所 産業建設課	◎ 市有財産・跡地の管理		

3課で実施していた業務を集約し、財産の管理活用施策を総合的に推進

4 国体準備室の設置

● 平成32年の第75回国民体育大会（かごしま国体）の開催に向けて、市民スポーツ課内に国体準備室を設置しました。

【国体準備室の主な業務】
実行委員会やボランティア団体の設立、競技別開催準備、施設整備



5 地域の振興・活性化策の更なる推進

● ふるさとPR課の設置等に伴い、地域活力推進課の担当事務を再編・整理し、市内各地域の振興・活性化策を更に推進していく体制を整えます。

地域活力推進課の施策	担当業務
特定地域の振興の企画立案	◎ 各地域の振興策の総括 ◎ 地域振興施設の利活用方策の総括 ◎ 地域振興関係計画の策定
地域コミュニティ	◎ コミュニティ協議会活動の推進
協働推進、町内会	◎ 市民活動やNPOの支援 ◎ 町内会活動の支援
地域公共交通	◎ くるりんバス、路線バス
国際交流	◎ 国際交流事業の推進

6 その他の変更点

- 広報広聴課は政策推進課に統合しました。
- 防衛施設周辺整備事業に関する業務については政策推進課が行います。
- 重度心身障害者医療費助成制度の窓口が子育て支援課から福祉政策課に変わりました。

4月1日から 市役所の組織が一部変わりました

市では地方創生の取り組みを推進して成果を確実にあげていくとともに、地域課題に的確に対応するため、平成28年4月から市役所の組織の一部を見直しました。ここでは、市民の皆さんに関わりの深い内容を中心に、主な変更点をお知らせします。 ☎市総務課(3階) ☎0994-31-1127

1 総合支所内の窓口再編

- 地域政策課と市民生活課を統合して、住民サービス課としました。
- 窓口の取扱業務は、要介護認定の申請(業者分)など一部の業務を除き、これまでどおりです。
- 係制を廃止し、グループ制を導入しました。(グループ制の導入に伴い、串良総合支所の畜産振興室は廃止しました)

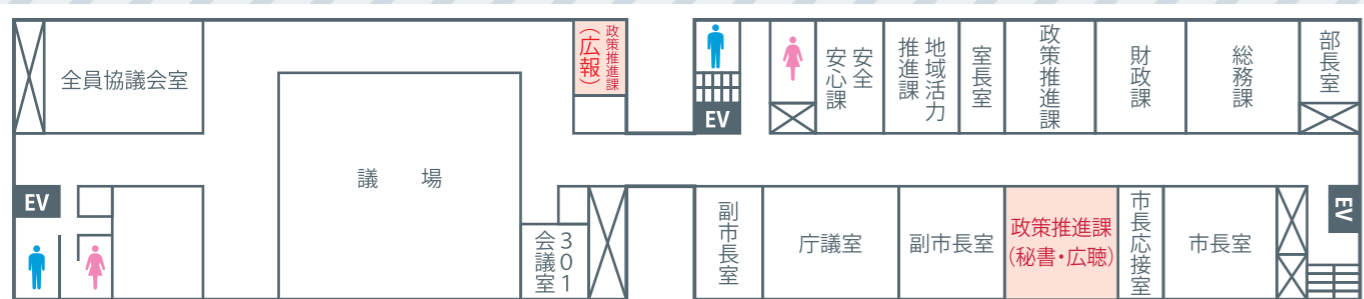
旧担当課	新担当課	担当業務
地域政策課	住民サービス課	◎ 各種窓口(市民・税務・福祉) ◎ 地域イベント、消防・防災
市民生活課		
産業建設課	産業建設課	◎ 農業・畜産の振興 ◎ 市道・農道等の維持管理など

2 商工観光課の再編(ふるさとPR課の設置)

- 商工観光課を「ふるさとPR課」と「商工振興課」に再編しました。
- 「ふるさとPR課」は地域の魅力発信とふるさとへの回帰推進に取り組みます。
- 「商工振興課」は、従来の商工振興分野の業務に加え、リノベーションまちづくりなど商業施設等の活用支援事業を推進します。また、消費生活センターは業務の広域化に伴い、産業支援センター内に移転しました。

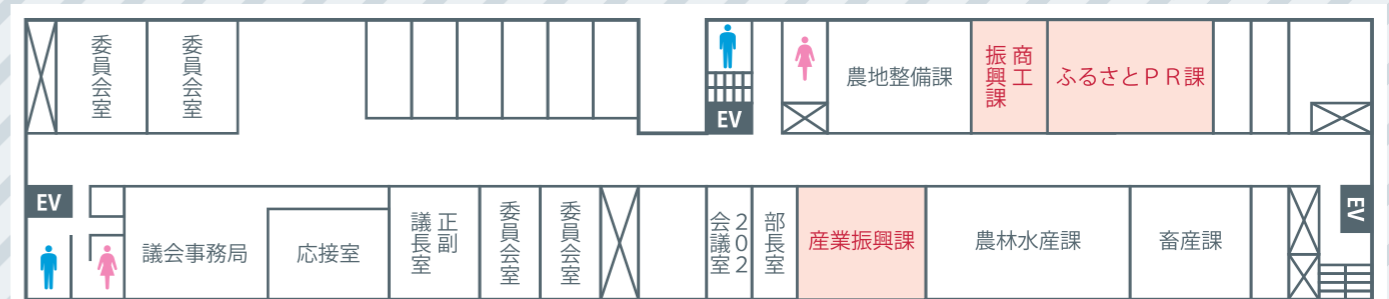
旧担当課	新担当課	担当業務
商工観光課	商工振興課	◎ 雇用労政、商工鉱業振興施策の推進 ◎ 商業施設等活用支援事業の推進 (リノベーションまちづくり、中心市街地活性化) ◎ 消費生活センター業務 ※消費生活センターは産業支援センター(北田町)に移転しました。
	ふるさとPR課	◎ 観光振興事業(広域観光の推進) ◎ ふるさと納税の推進 ◎ 定住促進(空き家バンク事業は地域活力推進課が担当) ◎ 市外でのPR、物販等活動の総合調整

鹿屋市役所本庁 3F フロア配置図



※赤字は、課名の変更や場所の移動があった部署です。

鹿屋市役所本庁 2F フロア配置図



※赤字は、課名の変更や場所の移動があった部署です。